公 示

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号) 第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

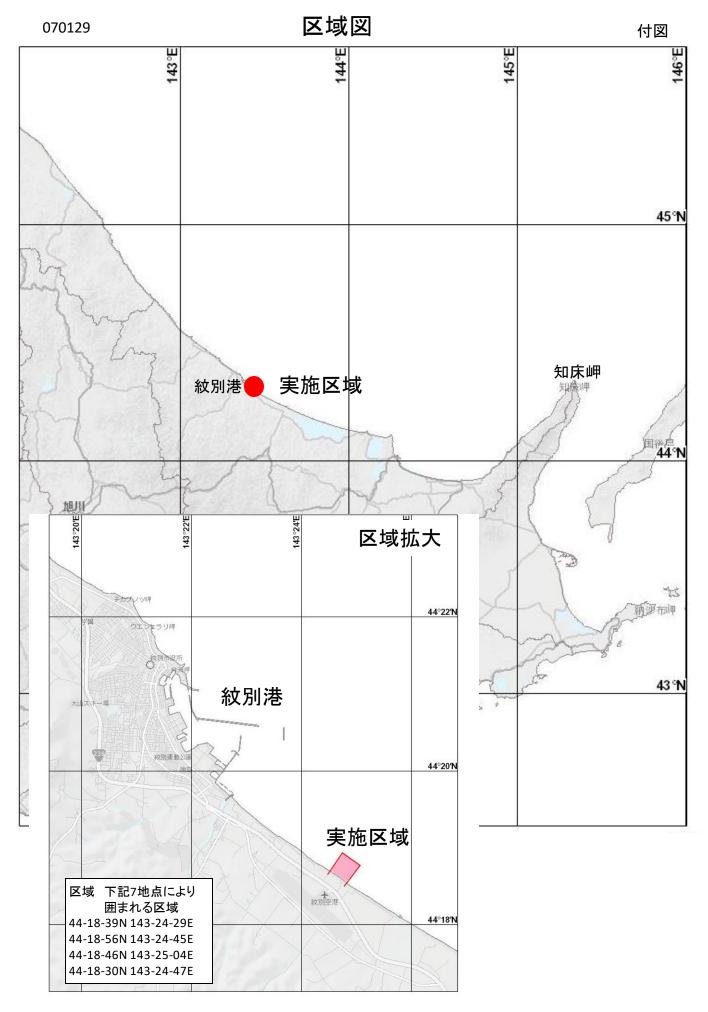
令和7年10月29日

第一管区海上保安本部長

石崎 憲寬(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局
 - (2) 住所 網走市北7条西3丁目
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1)区域 紋別港付近 (付図のとおり)
 - (2) 期間 令和7年11月25日から令和8年1月31日まで
- 3 水路測量の実施方法GNSSによる測位、音響測深機による水深測定
- 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量実施船は、水路業務法施行規則第6条に定める標識(白紅白の 燕尾旗)を掲げる。



背景図:海上保安庁(JCG) | (C)Esri Japan